

民法（債権法）改正論議における不法行為 損害賠償債権の期間制限に関する一試論 (2・完)

石 松 勉*

目次

- 一 はじめに
- 二 法的性質
- 三 期間
- 四 起算点（以上、本法学論叢 56 巻 2・3 号）
- 五 特則
- 六 結びにかえて（以上、本号）

五 特則

一般の債権に対する期間制限（消滅時効）とは別に不法行為に基づく損害賠償債権について特別な期間制限の規定を置くことは、従来から比較的多く採用されていた規定の仕方であり、とくに目新しいものではない。起算点のとり方・期間の長さについては色々な意見もあろうが、以下で検討するとお

* 福岡大学法科大学院教授

り、このような規定を置くこと自体については基本的に賛成しうものと思われる。そこでは、かえって一般の債権に対する期間制限とは別に不法行為損害賠償債権に対する期間制限を置かないことについての積極的な理由づけのほうに要請されているとすらいえる。

しかし、いずれにせよ、ここでは、不法行為損害賠償債権について一般の債権とは別の期間制限規定を置くべきかどうかという問題についてまず検討・考察をおこない、続いて、債務不履行に基づく損害賠償債権に対する期間制限と不法行為に基づく損害賠償債権に対する期間制限とを統一したほうがよいかどうかという問題について簡単な検討・考察を加えたうえで、最後に、不法行為損害賠償債権に対する別個の期間制限規定の設置を前提として、今回の民法（債権法）改正論議のなかでも示されているように、人格的利益等の侵害に基づく損害賠償債権につきさらに特段の規定（特則）を置くべきかどうかという問題についても触れてみることにしたい。

1 一般の債権に対する期間制限とは別に不法行為損害賠償債権に対する期間制限の規定を置くことについて

現行民法は167条とは別に、不法行為損害賠償債権について724条で3年と20年の二重期間制限規定を置いている。検討委員会試案【3.1.3.44】では、債権時効の一般規定を置き、不法行為損害賠償債権に対する特則を置かない代わりに、【3.1.3.49】で人格的利益等の侵害による損害賠償債権について短期〔5年／10年〕と長期〔30年〕の期間制限を定めることが提案されているが、この点は立法提案のなかにあつて特徴的である。これに対して、時効研究会提案171条および改正研究会仮案665条は、基本的には現行民法（167条・724条）と同様の条文構造をとりながら、さらに人格的利益等に対する侵害による損害賠償債権についての特則も置くことを提案している。以下では、これらの立法提案を踏まえた検討・考察をおこなっていくが、そ

のような立法提案に至る経緯・背景を知るためにもこれまでの判例・学説の理論状況を確認しておくことが有益であろう。

現行民法724条は、その前段で「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」から「3年」の消滅時効を定め、後段で「不法行為の時」から「20年」を経過したときも同様と規定している。前段の3年については、損害の発生当時には通常予測不可能な損害が後に発生したような場合⁽¹⁾や交通事故による後遺症がその後に発生し特別な治療を必要としたような場合、医療過誤や労働災害などのように、被害者には必ずしも十分な法的知識がなく、いつ損害賠償請求が可能かも知れないような損害が発生したような場合なども登場するに至った⁽²⁾ことから、起算点のとり方を柔軟に解する解釈⁽³⁾や債務不履行構成による請求⁽⁴⁾、さらには信義則・権利濫用の適用による救済⁽⁵⁾といったさまざまな解釈上の工夫がなされてきたことが指摘されている⁽⁶⁾。このような状況を踏まえて、民法（債権法）改正論議にお

(1) 最判昭和42（1967）年7月18日民集21巻6号1559頁〔後遺症事件〕。

(2) たとえば、じん肺訴訟に関する、最判平成6（1994）年2月22日民集48巻2号441頁〔長崎じん肺訴訟〕や最判平成16（2004）年4月27日判例時報1860号152頁〔筑豊じん肺訴訟（日鉄鉱業事件）〕など参照。なお、最近でも、札幌地判平成22（2010）年3月26日判例時報2117号58頁、労働判例1009号49頁〔じん肺北海道事件〕は、一般人を基準にするのではなく、当該被害者を基準に「加害者を知った時」の判断をすべきとしている。

(3) 「損害を知った時」を損害の発生を現実を知った時と解した、最判平成14（2002）年1月29日民集56巻1号218頁〔ロス疑惑報道事件〕参照。最近でも、福岡高判平成17（2005）年2月17日判例タイムズ1188号266頁〔養親の養女（女子児童）に対する性的虐待事件〕や最判平成23（2011）年4月22日裁判所時報1530号9頁、判例タイムズ1348号97頁、金融・商事判例1371号32頁、判例時報2116号61頁、金融法務事情1928号114頁〔信用協同組合説明義務違反事件〕などが登場している。

(4) 最判昭和50（1975）年2月25日民集29巻2号143頁〔自衛隊事故事件〕。

(5) たとえば、吉村良一『不法行為法〔第4版〕』（有斐閣、2010年）184頁参照。

いては、以下のような立法提案がなされているものということができよう⁽⁷⁾。

民法（債権法）改正検討委員会は、先にも指摘したとおり、現行民法 724 条のような規定は置かず⁽⁸⁾、【3.1.3.44】によって一般的な債権時効の規定を置き、【3.1.3.49】で人格的利益等に対する侵害による損害賠償債権についての特則を設けることを提案する。不法行為を発生原因とする債権も含めて、債権全般の消滅時効を、権利を行使することができる時から 10 年、その発生原因および債務者を知った時から [3 年 / 4 年 / 5 年] と定めるわけであるが、その理由については、「債権行使の現実的可能時から [3 年 / 4 年 / 5 年] という比較的短期での債権時効期間の満了を認めるのは、債権者はその時点から請求を初めとする事実関係の曖昧化を阻止する措置を講じることができるはずであり、債務者とされる者および取引社会全般の負担を考えればそうすべきでもある、という考慮に基づく⁽⁹⁾」と説明されているが、この点は不法行為損害賠償債権についても基本的に妥当するものということになる。そうだとすると、客観的起算点と主観的起算点の組み合わせによる制度設計ではあるが、短期の起算点については結果的に「権利を行使することができる時」という現行民法 166 条と同様の客観的起算点を採用し⁽¹⁰⁾、損害賠償債権の発生原因である不法行為の種類・態様・内容等にはとくに配慮

(6) たとえば、川井健『民法概論 4（債権各論）〔補訂版〕』（有斐閣、2010 年）529 頁、東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『債権法改正を考える～弁護士からの提言～』（第一法規、2011 年）136 頁参照（以下、『弁護士提言』として引用）。

(7) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅲ 契約および債権一般（2）』（商事法務、2009 年）151 頁（以下、『詳解Ⅲ』として引用）。

(8) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』178 頁。

(9) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』194 頁、195 頁。

(10) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』169 頁。

しなくても充分に対処することができると考え、時効期間の統一化を図ったものと評することができる⁽¹¹⁾。しかし、債務不履行による損害賠償債権と区別せず、また不法行為を発生原因とする損害賠償債権についての消滅時効規定をとくに設けずに一般の債権時効に取り込んで規定するという考え方に対しては、異論もある⁽¹²⁾。

民法（債権法）改正検討委員会は、さらに、確定的な期間というわけではないと断りつつも⁽¹³⁾、【3.1.3.44】〈1〉に客観的起算点との組み合わせによる一方の長期の期間を「10年」とした理由について「技術の進歩により情報のストックが容易になったものの、人びとの活動領域の拡大・取引量の増大に伴う債権債務関係の発生の著しい増加、社会に流通し、生活のなかに入り込んでくる情報の飛躍的な増大という現象を考慮すると、時の経過による事実関係の曖昧化に起因する負担と危険に、人びとと社会をそれほど長期にわたって拘束すべきではないと考えられる⁽¹⁴⁾」と指摘している。そうすると、不法行為損害賠償債権についてもやはり客観的起算点からの長期の期間

(11) その詳細な提案理由については、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』169～170頁参照。さらに民法（債権法）改正検討委員会は、不法行為に基づく損害賠償債権も債務不履行に基づくそれも区別することなく取引上の債権と同じ債権時効により統一的に処理されるべきことを提案している（民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』163～164頁参照）が、この点についてはのちに検討する。

(12) 佐瀬正俊＝良永和隆＝角田伸一編『民法（債権法）改正の要点—改正提案のポイントと実務家の視点』（ぎょうせい、2010年）201頁〔澤田久代執筆〕、202頁〔福沢真也執筆〕、203頁〔山田学執筆〕（以下、『要点』として引用）、東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』141～142頁、大阪弁護士会編『民法（債権法）改正の論点と実務〈上〉—法制審の検討事項に対する意見書』（商事法務、2011年）941頁（以下、『論点と実務』として引用）など。

(13) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』171頁。

(14) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』170頁。

制限に関して基本的には同様のことがいえるということになろうが、しかし債権の発生原因が不法行為の場合には「債権を行使することができる時」とは損害の発生時ではなく不法行為のなされた時からと解される余地もあり、そうだとすれば、上記の点が妥当しうるとは必ずしもいえないケースもありうるのではなかろうか。

また、〈2〉の主観的起算点からの〔3年／4年／5年〕については「現在の社会状況における時の経過による事実関係の曖昧化に起因する負担と危険から人びとと社会を解放する必要性からすれば、〈1〉の定める10年の期間は、相当長期であり、あくまで債権者に債権行使を現実に期待することができず、抽象的な帰責事由しかないことを前提として受け入れ可能なものと考えられる。そのため、債権者に債権行使を現実に期待することができ、具体的な帰責事由がある場合には、より短期での債権時効期間の満了を認めるのが適当である。〈2〉は、これを定めたものである⁽¹⁵⁾」と説明する。これは、債権者が債権の発生原因および債務者を知り、債権に対する現実的な権利行使可能性があるにもかかわらず、いつまでも債権行使が可能で債権は消滅しないとするのは、上記の制度趣旨からみて妥当ではないと考えたため、と理解することができよう。〈1〉の10年と同様、これもまた、不法行為損害賠償債権に対する期間制限として同じように機能しうるものと判断して区別しなかったものと受けとることができるわけである⁽¹⁶⁾。

ところで、民法（債権法）改正検討委員会は、“不法行為”損害賠償債権に限ったものではないが、さらに〈3〉において、債権の発生原因および債務者を知った時からという主観的起算点からの期間を「3年」と定めた場合

(15) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』170頁。

(16) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』178頁。

には、もしかりに権利を行使することができる時からという客観的起算点から10年の期間が経過していたとしても、債権の発生原因および債権者を知った時から「3年」が経過するまでは債権時効の期間は満了しないものと定め、債権者の保護に配慮した規定を置くことを提案している。これは、すでに本稿（1）においても触れたとおり、不法行為損害賠償債権について従来から消滅時効説が除斥期間説に対して指摘していた不都合・不合理な点を踏まえた規定と受けとれる提案のようにも見受けられるが、これについては「客観的起算点からの時効期間の満了までに債権行使の合理的可能性を得た債権者を平等に扱うところ」に最大の提案理由があるとし、「債権者保護はどこかで打ち切らざるをえないから、一定の期限内に間に合わない債権者は救いようがない。しかしながら、それに間に合った債権者については、遅れたことは事実であるから早急に措置を講ぜよと求めることももちろん可能であるが、本来債権を失うべき者でないとすれば、債権の（実質的）喪失を避ける措置を講じる合理的可能性を得てから3年という猶予期間を保障することが適当ではないか、という考慮による」とも説明されている⁽¹⁷⁾。しかし、この点については、〈3〉によれば、権利を行使することができる時から最大で13年までは権利行使が可能ということになるわけである⁽¹⁸⁾が、上記の提案理由で充分説得的といえるだろうか。立法提案の解説で正當に指摘されているように、確かに「債権者保護はどこかで打ち切らざるをえないから、一定の期限内に間に合わない債権者は救いようがない⁽¹⁹⁾」としても、短期の期間を3年にすると、客観的起算点からの時効期間の満了までに債権行使の

(17) 以上、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』173～174頁。

(18) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』176～177頁の適用事例も参照。

(19) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』173～174頁。

合理的可能性を得た債権者を平等に扱う要請が認められるのに対して、4年や5年にしたとすると、それが認められなくなると解されるのであろうが、果たしてそのようにいえるだろうか。もしこの期間が4年や5年である場合にも〈3〉のような規定を設けたとすると、事実関係の曖昧化による負担や危険への債務者および取引社会の拘束が重くなりすぎると解されるからということになろうが、果たしてそう解しうるだろうか。

権利を行使することができる時から10年近く経過すれば、事実関係の曖昧化による負担や危険への債務者および取引社会の拘束が重くなりすぎるとまではいえないとしても、そもそも債務者等にとって事実関係の曖昧化による負担や危険はすでに十分に認められるともいえ、そうだとすると、それから3年と4年または5年との間で指摘されているような取扱いを異にすべき大きな開きが生じているとは必ずしもいえないように思われるのである。

こうして、いずれにせよ、民法（債権法）改正検討委員会は、以上のとおり、不法行為損害賠償債権については、人格的利益等の侵害による損害賠償債権を除き、期間制限に関してはとくに別段の定めを置くことなく、不法行為損害賠償債権にも一般の債権と同じような処理で充分としているわけである⁽²⁰⁾。

それでは、次に、時効研究会の提案について眺めてみることにしよう。時効研究会は、本案主要規定167条1項で「債権者に権利行使を期待することができる時」から「5年」が経過することにより債権の消滅時効が完成する

(20) それ以外にも、もちろん、現行民法に存在する各種の短期消滅時効を廃止して、できる限り債権時効期間の統一化・明確化を図るという基本方針から、不法行為に基づく損害賠償債権を特別視することはしないという意向も大きかったであろう。民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』とくに163頁以下、177頁以下のほか、民事法研究会編集部編『民法（債権関係）の改正に関する検討事項—法制審議会民法（債権関係）部会資料〈詳細版〉—』（民事法研究会、2011年）432～433頁も参照。

と規定しているが、損害賠償債権の消滅時効については、同 168 条 1 項において「権利者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時」から「5 年」で完成するとしつつも、これに関してはさらに「権利者に権利行使を期待できないときは、権利行使を期待することができる時まで消滅時効は進行しない」という但書を置き、基本的には短期の期間を 5 年と定めるとともに、これと主観的起算点を組み合わせる規定方法を取りながらも被害者が損害及び賠償義務者を知った場合であっても損害賠償債権の行使に対する現実的期待可能性がないときは時効は進行しないとして、起算点の点で被害者の保護により一層配慮した提案をおこなっているということになる。これは、権利の性質上、たとえ権利者が権利を行使しうることを知ったとしても、通常人を基礎として判断すると、権利の行使を現実に期待・要求することができないような場合も存在しうることから、「法律上の障害（障碍）」と「事実上の障害（障碍）」のうち、後者についてはさらに「主観的事実上の障碍」と「客観的事実上の障碍」とに分け、前者については消滅時効の進行を妨げないが、後者については権利者の個性を捨象した通常人を基礎として権利行使の現実的期待可能性を客観的に判断すべきである、とする有力学説（現実的権利行使期待可能説⁽²¹⁾）やこれに沿った形で登場、集積している近時の裁判例⁽²²⁾に依拠して規定されているものとみることもできよう。債権者の権利行使に対する認識可能性があるとしてもその現実的期待可能性が

(21) 星野英一「時効に関する覚書（4・完）—その存在理由を中心として—」法学協会雑誌 90 卷 6 号（1973 年）924～925 頁（同『民法論集 第 4 卷』（有斐閣、1978 年）に所収）に端を発し、これを最初に具体化されたのが、松久三四彦「判例批評」判例評論 303 号（1984 年）36 頁（判例時報 1108 号）。同旨のものとして、徳本伸一「判例批評」判例評論 455 号（1997 年）32 頁、33 頁（判例時報 1582 号）、吉村良一「判例批評」民商法雑誌 116 卷 2 号（1997 年）296 頁、298～299 頁、草野元己「判例研究」法律時報 61 卷 5 号（1989 年）114 頁など多数。

ない場合にも消滅時効の進行を認めることは債権者に酷であり不合理であるとの考え方にしたがったものといえよう⁽²³⁾。

また、168条2項では、客観的起算点を「損害発生時」としたうえで長期の期間を「10年」と定め、その時から10年が経過すると損害賠償債権の消滅時効が完成するとしたうえで、さらに「この期間は、生命、身体、健康または自由に対する侵害に基づく損害賠償債権については20年とする」とも定めて、ここでも、とくに重大な権利・利益を侵害された被害者の保護に配慮した規定を置くことが提案されている⁽²⁴⁾。10年については、通常の場合には不法行為時に損害が発生することが多いであろうが、前述したじん肺訴訟などでも問題となったように、損害発生の態様が潜伏性、遅発性、累積性・拡大進行性の特徴を有する場面での起算点論を意識して明確に規定したものといえようし、20年については、のちに検討するように、これまでの国際的トレンドに合わせた形での立法提案をおこなっているということになるだろうか。10年に関しては、これまでの裁判例において解釈が錯綜していた不都合を排して明確な起算点規定を定めようとする意図・趣旨から高く評価することができる⁽²⁵⁾。

(22) じん肺訴訟に関する前掲最判平成6(1994)年2月22日や前掲最判平成16(2004)年4月27日のほか、最大判昭和45(1970)年7月15日民集24巻7号771頁〔弁済供託における供託金取戻請求権〕、最判平成8(1996)年3月5日民集50巻3号383頁〔自動車損害賠償保障法72条1項前段に基づく保障請求権〕、最判平成13(2001)年11月27日民集55巻6号1334頁〔弁済供託における供託金取戻請求権〕、最判平成15(2003)年12月11日民集57巻11号2196頁〔生命保険契約に基づく死亡保険金請求権〕など。

(23) 金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言(別冊NBL/No.122)』(商事法務、2008年)303～304頁(以下、『改正提言』として引用)。

(24) 金山編『改正提言』304頁。

(25) なお、東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』142頁参照。

最後に、改正研究会仮案をみてみよう。財産権一般の消滅時効については106条1項で、現行民法166条と同じく「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」と起算点を定め、107条で時効期間を10年と定めているが、不法行為損害賠償債権については665条1項で「被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時」から「3年」で時効消滅するとし、2項では「損害発生の時」から「20年」で消滅するとして、主観的起算点と客観的起算点の組み合わせによる2段構えの期間制限を設け、さらに3項で、生命・身体に対する侵害に基づく損害賠償債権について加害者に故意があるときは「損害発生の時」から「30年」で消滅すると定め、被害者保護に配慮した規定を定めている。そしてさらに、その4項においては、損害賠償義務者に信義則違反・権利濫用と認められるような行為があれば、1項・2項を適用しないとの規定まで設けている。以上もまた、これまでの判例・学説状況を十分に反映させようとこれらに配慮した規定の設置を志向したものと評することができよう。というのも、665条1項では「損害及び賠償義務者を知った時」という現実的認識を前提とした主観的起算点に短期3年の期間を組み合わせることで、損害や賠償義務者を知らず権利行使ができないにもかかわらず不法行為損害賠償債権が消滅することのないように被害者の利益を考慮するとともに、知ってから3年という期間を設けることによって、そのような状況に至った被害者を長期間過度に保護する必要はないとして賠償義務者の利益をも考慮する規定を置き、また、同条2項では「損害発生の時」という権利行使に対する現実的期待可能性を前提とする客観的起算点に長期20年の期間を組み合わせることで、必ずしも不法行為時に損害が発生するとは限らない不法行為類型に対しても対応できるように「損害発生の時」から進行を開始するとして、さらに被害者の利益に配慮しつつも、その時からあまりにも長期の期間になると賠償義務者も不法行為に基づく法律関係の確定が困難となり、法的に不安定な状態に置かれることも充分

に考えられることから、20年で損害賠償請求の機会を打ち切るという趣旨・目的の規定を置き、被害者・賠償義務者双方の利益を十分に考慮したものとなっている、という意味において、これまでの理論状況を十分に踏まえた提案となっているからである。ただし、4項に対しては、期間制限の法的性質論の点から否定的な意見が示されている⁽²⁶⁾。

このようにみえてくると、従来どおり、一般の債権に対する期間制限規定とは別に不法行為に基づく損害賠償債権に対する期間制限規定を設けることが妥当であるように思われる。起算点に関しても、主観的起算点と客観的起算点の組み合わせによる制度設計が妥当と思われるが、具体的には「被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時」から「5年」で消滅時効にかかり、また「損害発生の時」から「20年」を経過したときは除斥期間により損害賠償請求は排斥されるという趣旨の規定を設けてはどうだろうか。そして、損害発生の態様が潜伏性、遅発性、累積性・拡大進行性の特徴を有する不法行為の場合については、さらに、現行鉱業法115条3項のような「進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する」という規定を設けることで対応できるように思われる⁽²⁷⁾。短期の起算点について被害者保護へのさらなる配慮がみられる時効研究会提案168条1項但書のように、損害賠償債権の行使に対する期待可能性を前提とした起算点の設置も考えられないことはないが、場面によって権利行使に対する現実的期待可能性

(26) 東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』142頁、大阪弁護士会編『論点と実務』946頁。

(27) なお、東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』141頁、143頁参照。長期の期間制限を除斥期間とは定めない点を除いてほぼ同じということになる。また、加藤一郎「日本不法行為法リステイトメント⑩・消滅時効」ジュリスト913号（1988年）88頁以下も参照。

があるかどうか客観的期待可能性はどうかにつきなお解釈の可能性を残す文言にするよりも、むしろ明確な文言による条文化のほうが今回の民法（債権法）改正の理念にも沿うように思われることから、前述のような起算点が最も妥当ではないかと考えた。

2 債務不履行に基づく損害賠償債権の期間制限と不法行為に基づく損害賠償債権の期間制限とを統一することについて

それでは、次に、従来どおり、債務不履行に基づく損害賠償債権に対する期間制限と不法行為に基づく損害賠償債権に対するそれとを区別して規律するか、それとも統一的な処理にすべきかどうかにつき、民法（債権法）改正検討委員会および時効研究会が債務不履行の場合と不法行為の場合とを統一して同様に扱うという考え方をとっており議論となっている⁽²⁸⁾ことから、簡単に検討してみることにしよう。

ちなみに、これらは、ヨーロッパ契約法原則（PECL）やフランス、ドイツの消滅時効法等を参考に提案されているものであり、国際的トレンドに合わせた改正提案になっていると見てよからう。

まず、民法（債権法）改正検討委員会は、不法行為を債権の発生原因とする特別の期間制限規定を置くこと自体を止め、一般の債権に対する消滅時効の規定に取り込むという考え方を採用したうえで、債務不履行による損害賠償債権の期間制限規制も不法行為による損害賠償債権の期間制限規制もそれで同様におこなうことにしている。その最大の理由は、もちろん、今回の民

(28) 松久三四彦「損害賠償請求権の期間制限規定を見直す必要があるか」椿寿夫＝新美育文＝平野裕之＝河野玄逸編『民法改正を考える』（日本評論社、2008年）378頁以下（同『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）に所収）も参照。

法（債権法）改正の基本方針の一つでもある、消滅時効期間の簡素化・統一化を図るという趣旨・目的に基づいたものであろう。しかし、多くの類型で相互に密接な関連性を有している債権が発生し、1つの事実を不法行為と債務不履行のいずれとしても構成できる場合も珍しくなく、そのような場合にいずれと構成するかによって時効期間を異にすべき理由はなく、また債権発生原因によって時効期間に違いを設けることは合理的理由のない区別になるおそれ強いとして一本化しているのが、その実質的な理由であろう⁽²⁹⁾。

しかしながら、これに対しては、すべての不法行為の場面で債務不履行が問題となりうるとは限らない⁽³⁰⁾。うえ、契約に基づく債権の場合は、そもそも当事者間に債権債務関係が存在する以上、不法行為に基づく損害賠償債権のような法定債権の場合とは異なり、検討委員会試案【3.1.3.44】に規定されている主観的起算点と客観的起算点の組み合わせによる規制には特段の意味がないのではないか⁽³¹⁾、また現法民法724条に関して独自の起算点に関する判例理論・解釈論が構築されているにもかかわらず、これを充分に反映させることなく一本化することにもなう弊害の検証もされないままの改正には慎重であるべきではないか⁽³²⁾、といった指摘も見受けられる。

次に、時効研究会の提案をみてみよう。その168条では、民法（債権法）改正検討委員会とは異なり、一般の債権に対する期間制限とは別に損害賠償債権に対する期間制限を設けること自体は維持しているが、不法行為に基づ

(29) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』163～164頁参照。

(30) 東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』141頁。

(31) 大阪弁護士会編『論点と実務』941～942頁、948～949頁、佐瀬＝良永＝角田編『要点』201頁〔澤田執筆〕。なお、同『要点』203頁〔山田執筆〕も参照。

(32) 東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』141～142頁。

く損害賠償債権に対する期間制限と債務不履行に基づく損害賠償債権に対するそれとを区別する考え方はとっていない。時効研究会は、その理由を、安全配慮義務の事例にみられるように、いわゆる請求権競合の場面において責任の性質によって時効制度を異にすべき合理性が疑わしい点に求めている⁽³³⁾。

このようにみえてくると、すべての場面で不法行為と債務不履行の両方が問題となりうるとは限らないにもかかわらず、両方が問題となりうる場面の不都合・不合理を回避するために、両者が問題となりえないそれ以外の場面の法的処理をも一律にこれによっておこなうことにもなう不都合・不合理はないのかどうか、また契約関係の下で債務不履行に基づく損害賠償債権のみが問題となっているにすぎない場面の法的処理が果たして統一的な期間制限規制で充分といえるのか、といった点の検証も必要であったように思われる⁽³⁴⁾。現行民法724条前段の不法行為損害賠償債権の短期消滅時効に関する起算点については、周知のとおり、特徴ある解釈論の展開がみられ、このような理論状況の下において、債権の発生原因に関係なく一律に統一的な期間制限の規定を設けて不法行為と債務不履行とで期間制限規制を同一に扱うということに対しては、若干の疑問を感じつつも、しかしその一方で、不法行為に基づく損害賠償債権に対する期間制限と債務不履行に基づく損害賠償債権に対するそれとを区別して異なった規制をすべき強い要請があるとも考えられないことからすると、基本的には以上の立法提案に賛成しても問

(33) 金山編『改正提言』303～304頁、加藤雅之「損害賠償債権の消滅時効—不法行為を中心に」金山編『改正提言』77頁参照。なお、東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』141頁も参照。

(34) 主観的起算点の問題性について、前掲最判平成14（2002）年1月29日をもとに具体的に検討する、佐瀬＝良永＝角田編『要点』203～204頁〔山田執筆〕参照。

題はないのかもしれない⁽³⁵⁾。この段階においてもなお最終的な判断を下しかねているが、ここでは一応、以上の検証が充分になされないままに統一して規定する立法提案にはしたがいかねることから、従来どおりの規定方法をよしとしておきたい。

3 人格的利益の侵害による損害賠償債権に対する期間制限に関する特則について

現行民法には、一般の債権に対する消滅時効規定たる 167 条とは別に不法行為損害賠償債権に対する期間制限の規定として 724 条が置かれている。しかし、さらに人格的利益等の侵害による損害賠償債権について特段の定めをしているわけではない。今回の民法（債権法）改正論議のなかで初めてそのような特段の規定（特則）を置く提案がなされている⁽³⁶⁾。そこで、以下では、その内容をながめながら簡単な検討・考察を加えてみることにしたい。

民法（債権法）改正検討委員会は、【3.1.3.49】で人格的利益等の侵害による損害賠償債権の債権時効期間についての立法提案として、客観的起算点からの債権時効期間を 10 年から「30 年」に、主観的起算点からのそれを [3 年 / 4 年 / 5 年] から [5 年 / 10 年] に伸長する規定を置いている。その提案要旨・解説によると、「【3.1.3.49】（債権時効の起算点および時効期間の原則）〈2〉において、債権行使の現実的可能時から [3 年 / 4 年 / 5 年] という比較的短期での債権時効期間の満了を認めるのは、債権者はその時点から請求を初めとする事実関係の曖昧化を阻止する措置を講じることができる

(35) 平野裕之「不法行為債権の消滅時効をめぐる立法論的考察（2・完）」慶應法学 13 号（2009 年）11～12 頁参照（以下、「立法論的考察」として引用）。

(36) なお、わが国においては、椿寿夫「民法学における幾つかの課題（4）」法学教室 228 号（1999 年）82 頁がこの点をいち早く指摘されていた。

はずであり、債務者とされる者および取引社会全般の負担を考えればそうすべきでもある、という考慮に基づく」が、「生命・身体・名誉等の人格的利益に対する侵害の場合には、被害者たる債権者は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動をとるよう期待することができない状況になることがありうる。そのような場合にも、債権者に、債権の発生原因と債務者を知ったならば事実関係の曖昧化防止措置を講じることができるはずであるし、他者に負担をかけないようにそれを速やかにすべきであるとするは、適当ではない。」「他方で、債務者は深刻な被害を他人に生じさせたのであるから、他の場合に比べて強度の負担や不安定にさらされることになっても仕方がない。また、このような場合には、取引社会の安全の保護を背後に退かせてもよいであろう」と述べられている⁽³⁷⁾。

また、その際に、人格的利益については生命、身体、名誉その他の人格的利益とのみ定め、人格的利益にとくに限定を付けていない。そして、さらに重大な侵害という要件を付加することもしていない。それらの理由について、「通常は、生命侵害、身体・健康・自由の重大な侵害の場合に限られると思われる。しかしながら、被侵害法益を限定的に列挙することは難しいため、提案ではさしあたり、[生命、身体、名誉その他の人格的利益]としている。また、『重大な侵害』を要件とすると、『重大』であるか否かをめぐり争いが生じ、そのために紛争が長期化しかねないことと、時効期間の満了に関する判断が安定せず、当事者がどのような事態に身を置くことになったのか、その事態において自己の利益を守るために何をすればよいのかを的確に

(37) 以上、民法（債権法）改正検討委員会編『基本方針』203頁、同『詳解Ⅲ』194頁、195頁参照。

判断することがきわめて困難になることが危惧される。そこで、そのような限定は付していない⁽³⁸⁾」と説明している。

時効研究会も、168条2項において損害発生時から損害賠償債権の消滅時効が完成する10年の期間を「生命、身体、健康または自由に対する侵害に基づく損害賠償債権については20年」に伸長する規定を置いている。このような特則を置いた理由として、「人身損害については特別の配慮をすべきであると考え、法益の要保護性が高いことさらには被害者救済の必要性に鑑み、消滅時効期間を20年とした。人身損害について特別の時効期間を設けることは外国法にも見られることであり、本案では係る保護法益に対する特別の配慮を明確にしている⁽³⁹⁾」と説明されている。

また民法改正研究会も、665条2項で、損害発生時から20年の経過により不法行為損害賠償請求権は消滅すると定めているが、その3項では、他人の生命または身体に対する侵害に基づく損害賠償の場合で加害者に故意があるときは、損害発生時から「30年」の経過により消滅するとして、長期の期間制限期間を伸長する規定を設けている。そのような特則を置いたのは、以上に述べた、保護の必要性が高い法益に対する侵害については期間を伸長することによりさらに被害者の保護を図るという配慮に基づくものである。

以上に対しては、期間の伸長を認める被侵害利益として「生命、身体、名誉その他の人格的利益」とすると、要保護性の高い重大な人格的利益の侵害による損害賠償でありながら、その人格的利益の範囲が不明確となるおそれがあり、適切でないとして、民法（債権法）改正検討委員会による検討委員

(38) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』197頁。

(39) 金山編『改正提言』304頁。

会試案に対して否定的な意見も示されている⁽⁴⁰⁾。平野裕之教授は、「基準が明確でない場合もあるし、その差が本当に合理的なのかという疑問を生じないとは限らず、時効制度は時の経過だけで簡易迅速に判断できる司法制度の負担軽減を許容する制度でもある以上、その適用の有無について問題を生じするような制度設計はなるべく避けるべきである⁽⁴¹⁾」として、特則を置くこと自体に反対されている⁽⁴²⁾。

なお、法務省法制審議会民法（債権関係）部会による『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』のなかでも、「特則の対象範囲…（省略）…については、生命、身体の侵害を中心としつつ、それと同等に取り扱うべきものの有無や内容、被侵害利益とは異なる観点（例えば、加害者の主観的態様）からの限定の要否等に留意しつつ、更に検討してはどうか⁽⁴³⁾」との指摘がされている⁽⁴⁴⁾。

(40) 大阪弁護士会編『論点と実務』944頁は、「重大なものとして例外を認めるものは、『生命・身体』と限定的に定めるべきである」とし、東京弁護士会法友会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『弁護士提言』142頁は、「被害者保護の観点から、不法行為の消滅時効期間を延ばすこと自体には、…（省略）…賛成である。しかし、そのための規定として、『生命、身体、名誉その他の人格的利益』というあいまいな文言を用いた規定を新設することは反対である。『その他の人格的利益』がどの範囲の法益を含むのか明確ではなく、混乱を招きかねない。また、具体的に列挙されている生命、身体、名誉とくに名誉について消滅時効期間を延ばす合理的な理由が認められるか、慎重に検討すべきである」としている。同旨のものとして、佐久間毅「『債権法改正の基本方針』における債権時効に関する改正試案」金融法務事情1881号（2009年）12頁、山田誠一＝佐久間毅＝山野日章夫「《インタビュー》民法（債権法）改正検討委員会・第5準備会＝債権時効、弁済、相殺、一人計算（上）」NBL912号（2009年）36頁〔佐久間毅発言〕。

(41) 平野「立法論的考察（2・完）」18頁。

(42) 松久・前掲注（28）380頁も、特則規定を置くことに反対されている。酒井廣幸「債権時効（案）の検討」銀行法務21・730号（2011年）46～47頁は、特則の設置自体に反対されたうえで現行条文を維持しつつ時効期間の伸長を示唆される。

以上を踏まえて、人格的利益侵害の場合にさらに特則を置くべきかどうかについてはどのように考えたらよいだろうか。

人格的利益等の侵害に基づく損害賠償債権について特則を置く立法例として、ドイツ民法 199 条 2 項、フランス民法 2226 条などが挙げられている⁽⁴⁵⁾が、たとえば、ドイツ民法 199 条 2 項については、被侵害利益は列挙されている生命、身体、健康、自由の 4 つに限られ、所有権や財産権、一般的人格権はこれに含まれないと解されているようである⁽⁴⁶⁾が、しかしその一方で、一般的人格権の侵害の場合についても 199 条 2 項の適用可能性を認める見解もある。適用可能性を肯定する理由として、それ以外の法益の侵害の場合でも、所有権よりもむしろ生命、身体、健康、自由に近似するものである限りでは充分のはずだからであると述べている⁽⁴⁷⁾。しかしながら、否定的な見解は、条文上に規定の欠陥はないのであるから人格的利益への類推適用は問題にならないと一蹴している⁽⁴⁸⁾。

(43) 社団法人商事法務研究会・経営法有会編『《解説会資料》民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』112 頁（なお、NBL953 号（2011 年 5 月 15 日号）付録としても刊行）。

(44) なお、民事法研究会編集部編『民法（債権関係）の改正に関する検討事項—法制審議会民法（債権関係）部会資料（詳細版）—』（民事法研究会、2011 年）433 頁、東京弁護士会編著『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』に対する意見書』（信山社、2011 年）337～338 頁も参照。

(45) 平野裕之「不法行為債権の消滅時効をめぐる比較法的一瞥—立法論的考察の前提として—」慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学 民事法（慶應義塾創立 150 年記念法学部論文集）』（慶應義塾大学出版会、2008 年）167 頁以下（以下、「比較法的一瞥」として引用）、金山直樹＝香山崇「フランスの新時効法—混沌からの脱却の試み」金山編『改正提言』165 頁以下参照。

(46) Vgl. Münch Komm / Grothe, Bd.1 · Allgemeiner Teil, 5. Aufl. 2006, S. 2379 (Rdnr. 45 zu § 199) ; Anwk-BGB / Mansel / Stürner, Bd.1 · Allgemeiner Teil, 1. Aufl. 2005 (Rdnr. 76 zu § 199) ; BT-Drucks. 14/7052 S.180. なお、半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』（信山社、2003 年）65 頁、齋藤由起「ドイツの新消滅時効法—改正時の議論を中心に」金山編『改正提言』158 頁、平野「比較法的一瞥」188 頁以下など参照。

加害者側に要件として故意を要求するかどうか、特則の対象となる人格的利益を限定するとしても要保護性の高い人格的利益を何に限定するか、また限定したとしてもそれぞれの人格的利益侵害自体のなかにも保護を要請する程度に違いが生じるのではないか、さらに人格的利益の侵害が犯罪や未成年者に対する性的虐待などに該当するようなケースについてはどう考えるのか⁽⁴⁹⁾、などの問題点を併せて考えてみると、将来の解釈の可能性を多く残す結果ともなりそうに思われるが、しかし特定の被害者をさらに保護すべき要請の強いケースが今後も出現しうること鑑み、あえてそれを覚悟した制度設計となることを承知のうえで、ここでは、基本的に生命、身体、健康、自由に人格的利益を限定したうえでこれらに対する侵害に基づく損害賠償債権の場合にはさらに期間を延長して被害者保護を図る規定を置く時効研究会の考え方に賛成しておきたい⁽⁵⁰⁾。

六 結びにかえて

以上の検討を踏まえて、筆者なりの条文案を試みに提示してみると、以下のとおりである。まず、現行民法と同様の、一般の債権に対する期間制限（消滅時効）の規定を置く。次に、不法行為に基づく損害賠償債権に対する二重期間制限の規定を設け、結果的にはこれまでどおり、債務不履行に基づく損害賠償債権に対する期間制限規制と不法行為に基づく損害賠償債権に対

(47) Vgl. Staudinger / Peters, Bd.1・Allgemeiner Teil, 2009, S. 644 (Rdnr. 95 zu § 199) .

(48) Vgl. Münch Komm / Grothe, Rdnr. 45 zu § 199.

(49) 平野「立法論的考察（2・完）」17頁、半田吉信『ドイツ新債務法と民法改正』（信山社、2009年）285～287頁、前掲福岡高判平成17（2005）年2月17日など参照。

(50) 前述のとおり、大阪弁護士会編『論点と実務』944頁は、重大なものとして例外を認めるとすれば「生命・身体」に限定して定めるべきとする。

する期間制限規制が維持されることとなる。そして特定の被害者に対するさらなる保護を考慮して、さらに人格的利益等に対する侵害の場合の特則として但書のような規定を置く⁽⁵¹⁾。しかし、これらの期間制限に対する信義誠実の原則・権利濫用の法理の適用可能性についてはこれまでの判例・学説の蓄積もあり、あえて明文で規定する必要はないものとする。

■債権の期間制限（消滅時効）

債権の消滅時効は、債権者が権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、完成する。

■不法行為に基づく損害賠償債権の期間制限

①不法行為に基づく損害賠償債権の消滅時効は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から5年間行使しないときは、完成する。

②前項の場合において、損害発生の時から、又は損害の発生が進行中の場合にはその進行が止んだ時から20年を経過したときは、損害賠償債権の行使は除斥（排斥）される。ただし、不法行為に基づく損害賠償債権が生命、身体、健康、自由に対する侵害による場合は、その期間は30年とする。

(2011（平成23）年12月20日稿)

(51) なお、拙稿「除斥期間の規定は必要か」椿＝新美＝平野＝河野編『民法改正を考える』113頁以下参照。